

国立大学法人弘前大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領における具体例

平成 28 年 3 月 11 日

教育学部附属学校園の幼児，児童及び生徒に関する事項

国立大学法人弘前大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成 28 年学長裁定第 13 号。以下「対応要領」という。）第 6 条及び第 7 条の規定に基づく具体例は，以下のとおりとする。

第 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第 6 条関係）

対応要領第 3 条第 1 項及び第 2 項のとおり，不当な差別的取扱いに相当するか否かについては，個別の事案ごとに判断されることとなるが，不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は，次のとおりである。

なお，次に掲げる具体例については，正当な理由が存在しないことを前提とし，また，次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

【附属幼稚園】

- ・ 障害があることを理由に受験を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に入園を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に活動範囲や活動を限定すること。

【附属小学校】

- ・ 障害があることを理由に受験を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に入学を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に教育活動への参加を拒否すること。

【附属中学校】

- ・ 障害があることを理由に受検を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に入学を拒否すること。
- ・ 障害があることを理由に教育活動への参加を拒否すること。

【附属特別支援学校】

- ・ 個々の児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画に記載されている合理的配慮について，特別な理由がないにもかかわらず意図的に提供していないこと。
- ・ 本校へ入学を希望する児童生徒及び保護者に対して，障害の状況等を理由に必要な情報を提示しないなど入学選考において公平さに欠けた対応をすること。

第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

【附属幼稚園】

（1）物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

- ・移動に困難のある幼児に対して、車椅子や松葉杖等の利用を認め、段差に携帯スロープを渡したり、保育室やトイレなどのドアの開閉の補助をしたりすること。
- ・身体に障害のある幼児に対して、日常における保育活動や行事等で、主治医等と連携し、活動が可能になる方法を工夫しながら、参加が可能な活動に参加させること。

（2）意思疎通の配慮の具体例

- ・視覚情報が多すぎると気が散りやすい幼児のため、保育室の壁面等の工夫をすること。
- ・質問内容を「はい」「いいえ」で端的に答えられるようにすること。
- ・絵や写真カードなどを利用し、本人の意思伝達の支援をすること。

（3）ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・幼児の障害の状況に応じて、座席等の位置に配慮すること。
- ・保護者との連携を密に図り、個々の状態や必要な支援を確認しながら過剰に活動の制限をしないようにすること。
- ・対人関係形成に困難がある場合は、グループ編成等において事前に伝えたり本人の意思を確認したりすること。また、自分の意思を伝えるのに苦手な場合は、十分な時間の確保ができるような日案（週案）を作成すること。

【附属小学校】

（1）物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

- ・移動に困難のある児童に対して、車いすや松葉杖，エレベーター等の使用を認めること。
- ・身体に障害のある児童に対して，保健体育の授業や運動会等で，主治医等と連携し，参加が可能になる方法を工夫しながら参加が可能な活動に参加させること。
- ・視覚情報が多過ぎると気が散りやすい児童に対して，教室前面の掲示物や文字情報を減らすこと。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- ・たとえや婉曲な表現の理解が困難な児童に対して，直接的な表現で説明を補足すること。
- ・児童の障害の状況に応じて，具体物を準備する，視覚に訴える，読み上げて音声で伝えるなどの支援を行うこと。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・児童の障害の状況に応じて，座席の位置に配慮すること。
- ・読み書きに困難がある児童に対して，タブレット端末等のICT機器の活用を授業で認めること。
- ・保護者との連携を密に図り，個々の状態や必要な支援を確認しながら過剰に活動の制限をしないようにすること。

【附属中学校】

(1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

- ・移動に困難のある生徒に対して，車いすや松葉杖，エレベーター等の使用を認めること。
- ・身体に障害のある生徒に対して，保健体育の授業や運動会等で，主治医等と連携し，参加が可能になる方法を工夫しながら参加が可能な活動に参加させること。
- ・視覚情報が多過ぎると気が散りやすい生徒に対して，教室の掲示物や情報に配慮すること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- ・たとえや婉曲な表現の理解が困難な生徒に対して，直接的な表現で説明を補足すること。
- ・話すことが困難な生徒に対して，筆談等による意思疎通を認めること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・生徒の障害の状況に応じて，座席の位置に配慮すること。

- ・読み書きに困難がある生徒に対して、タブレット端末等のICT機器の活用を授業で認めること。
- ・保護者や専門家と連携し、生徒の状況や必要な支援を確認しながら、過剰に活動の制限をしないようにすること。

【附属特別支援学校】

(1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

- ・指示や日課が理解しやすいように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等掲示物を用いること。
- ・動線や目的の場所が視覚的に理解できるように校内環境を整備すること。
- ・児童生徒の実態に応じて、学習グループや指導者数を調整すること。
- ・災害発生時等に児童生徒の安全を確保できるよう施設・設備を整備するとともに実際場面を想定した避難訓練を実施するなど日頃から危機管理に努めること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- ・言語能力の発達状況に応じて、図や絵、写真、シンボルなどのコミュニケーション手段を用いたり、指示する内容に段階を設けること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・児童生徒の実態に応じて、校内のルールを定めたり、理解を促すための指導を行うこと。

なお、附属幼稚園、附属小学校及び附属中学校における合理的配慮にあたっては、本人と保護者からの申し出によるが、医師や専門機関と連携を図るためにも必要な情報の提供を求める。また、配慮の実施にあたっては必要と考えられる関係者への説明を行うことを前提とする。

附属特別支援学校においては、従来から個々の児童生徒の障害を含めた実態に応じて、必要な配慮を行ってきたが、「障害者差別解消法」の施行を受け、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の中に、「文部科学省中央審議会初等中等教育分科会(報告)」(H24.7.23)で示された3観点11項目の知的障害に係る合理的配慮を明記し、指導するものとする。